

熊谷税務署から確定申告のお知らせ

確定申告には、ご自身のスマートフォン・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけるe-Taxが大変便利です。また、マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費通知情報、寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出・保存も不要となります。この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

なお、マイナポータル連携を利用するには事前準備が必要です。早めの準備をお願いします。



問

○確定申告等に関すること
国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

○e-Tax・作成コーナーの操作等に関すること
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570・01・5901)

受付 月～金曜日(祝日等を除く)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制をとっています。基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。また、確定申告会場への入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントによる事前発行
- ②各会場で当日配布(配布状況により、相談受付を終了する場合がありますので、①の「事前発行」がおすすめです)

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、パスワード(①数字4桁および②英数字6～16文字)が分かるようにしてお越しください。



▶日時／2月17日(月)～3月17日(月)

※土・日曜日、祝日を除く(3月2日(日)は開場)

相談受付 午前8時30分～午後4時

相談開始 午前9時～

▶場所／熊谷税務署(熊谷市仲町41)

問 熊谷税務署(☎521・2905)

おしらせ

1月の納期

第7期

▶国民健康保険税

納期限 1月31日(金)

納期限内の納付をお願いします。

※地方税統一QRコードが印字された納付書は「地方税お支払いサイト」からも納付できます。
※バーコードが印字された納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。
※町税の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。
※QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

税務課(☎内線151・152)

水道の凍結にご注意を！

毎日の生活に欠かすことのできない水道は、寒さが大敵です。トラブルなく水道をお使いいただくために、次のことに注意しましょう。

凍結しやすい水道管・水道メーターは？

○水道管が露出している。

○家の北側や日の当たらない場所にある。

○強風の当たる場所にある。

凍結予防は？

屋外の水道管には、保温材や毛布・布切などなどで蛇口の上まで包み込んだ後に、ビニールなどをかぶせて濡れないようにします。水道メーターは、ボックスの中に発泡スチロールなどの保温材を詰めて防寒します。

凍結してしまったら？

蛇口や水道管が凍結してしまったり、タオル等を巻きつけてゆっくりとぬるま湯をかけます。熱湯をかけると水道管が破損する危険性があります。

凍結で破損してしまったら？

水道メーターが凍結し破損してしまったり場合は上下水道課へ、メーター器から家側の水道管等の破損については町指定給水装置工事事業者(水道工事店)へ修理の依頼をしてください。

※町指定給水装置工事事業者(水道工事店)は町公式ホームページで公開しています。

他 水道メーターは定期的に検針するため、常に見やすい状態にしておいてください。長期間、家を留守にする場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めてから水抜きをするようにしてください。

問 上下水道課(☎内線263・264)

住民票等の第三者交付にかかる本人通知制度をご存じですか？

住民票の写しや戸籍謄本等が、本人の代理人や第三者の請求によって交付された場合に、あらかじめ登録された方にお知らせをする制度です(一部通知対象外の場合があります)。

虚偽やなりすましによる不正取得の早期発見や不正請求の抑止につながります。

登録できる方／寄居町に住民登録している方 寄居町に本籍がある方等

申込場所／町民課

必要書類／本人通知制度事前登録申込書(申込窓口に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます)、本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカード等)

他 第三者からの請求を拒否したり、交付の可否を確認したりする制度ではありません。なお、申込書の内容に変更があった場合には届出が必要です。詳しくはお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

問 町民課(☎内線102)

実施します！ 税理士による確定申告無料相談

日 2月3日(月)～14日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

対 ①給与所得者および年金受給者で、収入金額が600万円以下の方、②医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職、または就職等により年末調整を受けていない方

費 無料

申 問 事前に関東信越税理士会熊谷支部(☎521・3312)、またはお近くの税理士事務所へ(相談の希望日をご連絡ください)。

介護保険要介護認定者の控除について

①おむつ代の医療費控除

令和7年の確定申告より「介護保険法」による要介護認定を受けておむつを使用されている方が、おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、1年目からでも保険者(大里広域市町村圏組合)が発行する「おむつ使用確認書」で医療費控除の対象と認められるようになりました。なお、要介護認定の期間に係るおむつ代のみが医療費控除の対象となります。

対象要件／次の要件をすべて満たすこと

○要介護認定有効期間が令和6年中にあり、連続する要介護認定で6カ月以上の期間であること

○要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあり、失禁への対応としてのカテーテル使用、または尿失禁の発生もしくは発生可能性が確認できること

②障害者控除

65歳以上(令和6年12月31日現在の要介護3～5の方、またはその方を扶養している親族の方は、障害者控除の適用を受けることができます。福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際にご持参ください。

申請時に持参するもの／①、②共に被保険者証等本人確認ができるもの、印鑑(朱肉をつけて押すもの)

※申請から交付(発送)まで約1週間かかります。確定申告に必要な場合は早めの申請をお願いします。

問 ①大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)

大里広域寄居介護保険事務所(福祉課内)☎内線123・124

②福祉課☎内線123・124

広 告

広 告